

議案第35号 牧之原市営住宅管理条例の一部を改正する条例

1. 14番 大石 和央 議員

配偶者からの暴力被害者の公営住宅の入居は、平成13年制定の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）や公営住宅法施行令の一部を改正する政令により可能となった。また配偶者暴力防止法の一部改正（平成20年1月施行）により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が告示された。本条例案改正は主にこれらに基づくものと理解している。そこでなぜ今なのか理由をお聞きする。